

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成29年11月 8日 午前 9時00分 開会 午前10時43分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	清田文雄委員長 坂田よう子副委員長 高橋英俊委員 二宮加寿子委員 鈴木京子委員 柴崎 茂委員 関 威國委員
4 傍聴議員	竹内恵美子議員 奥津勝子議員 玉虫志保実議員 渡辺順子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 加藤産業環境部長 久保田農業委員会事務局長 宮崎産業観光課長 露木副主幹兼みなと推進係長 勝田みなと推進係主事 和田政策総務部長 吉川税務課長 熊澤副課長兼町民税係長 田中資産税係長 森田参事（政策担当） 藤本政策課長 上遠野政策係長 齋藤総務課長
6 職務のため出席した職員	局長 大槻 直行 書記 波多野 昭雄
7 協議事項	(1) 大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について (2) 大磯港賑わい交流施設の設置、管理等に関する条例の制定について (3) 大磯町町税条例の一部改正について (4) 東海大学医学部付属大磯病院整備計画について (5) その他
8 その他	一般傍聴者 2名

(午前 9時00分) 開会

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 皆さん、おはようございます。定刻になりました。

ただいまの出席委員は、7名全員です。それでは、これより総務建設常任委員会協議会を開催いたします。

お諮りいたします。ただいまのところ、一般傍聴の希望はありませんが、希望があった場合、これを許可したいと思います。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 御異議ないものと認めます。

それでは、初めに、町側から挨拶をお願いいたします。

○町長【中崎久雄君】 おはようございます。総務建設の常任委員会の協議会をお開きいただき、ありがとうございます。

本日議題といたしましては、お手元会議次第、4つございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。

直ちに本日の会議に入ります。

会議次第は、お手元に配付したとおりでございます。

本日は、議題が4件ありますので、よろしくお願いします。皆様、簡潔に質問をお願いし、また答弁のほうも、聞かれたことに対して簡潔に答弁をお願いいたします。

議題(1) 大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める
条例の制定等について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 それでは、議題の(1)「大磯町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定等について」を議題いたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会の久保田です。今回の条例について、概要説明をさせていただきます。

まず、国のほうの「農業委員会等に関する法律」が改正され、それに伴って農業委員等

の条数について新しく定められましたので、それに応じて町のほうの定数条例も変えていくということになります。従来の定数条例については、廃止して、今回の新しい条例を制定することを目的としております。

まず最初に、資料のほうの開いて1ページのほうをごらんください。

条例の中身についてですが、まず国の法律に基づいて、現行の農業委員の条数については、現在「15名」なんですが、今回は「14名」とすることとなります。根拠については、そちらの法令に基づいております。

(2) 番として、今回新しく農地利用最適化推進委員というものが設置され、こちらの条数については4名となっております。こちらも国の施行令に基づいて、大磯町の場合は4名というふうに算出されております。

また、この条例については、現在の農業委員の満期が、平成30年の8月の24日となっておりますので、翌日の25日から施行されることとなります。

それに応じて、現行の定数条例については、廃止をいたします。

ページをめくりまして、2ページのほうをごらんください。

新しく推進委員というものが設置されますので、それに応じた報酬、費用弁償に対する条例も、こちらの推進委員を追加いたします。

こちらについて、報酬は、通常の農業委員と同額、費用弁償も同額となります。

なお、農業委員の従来の選出方法が改正され、現在は選挙制なんですが、次回の新規の選出からは、推薦・公募による議会の同意を要件とする町長の任命制となります。これによって、議会推薦の農業委員さんもなくなります。

また、現行の農業委員の任期は、先ほど言いましたように平成30年の8月24日までとなっております。

次に、新制度移行のスケジュールの表のほうをごらんください。

ちょっと見づらいんですけども、こちらは、今月から来年の7月にかけて、移行のスケジュールを概略で説明させていただきます。

今月、条例の案について、この委員会で説明した後、12月の議会で制定をさせていただいて、それを来年の8月から施行ということになりますけれども、先ほど伝えましたように、新しい委員については議会の同意が必要となりますので、来年の6月議会に選考で選ばせていただいた農業委員さんについて、議会の同意を求めることを予定しております。

次に、2段目の町長の役割なんですが、こちらは、任命だけですので、議会の同意を得

た後、農業委員さんの任命をしていただくことになります。

次に、選考なのですが、公募または推薦された農業委員さんについて、町のほうの候補者評価委員会というのを設置して、その中で委員としてふさわしいかどうか選考をして、それで選ばせていただいた中で、結果について公表し、それを議会のほうに提出して同意していただくという手順になっております。

なお、この表の中で、評価委員会のほうが11月までしか矢印がないんですが、実際には12月末までということで、条例のほうの制定が終わった後に、実際にこちらの委員を設置して選考に当たらせるという手順になっております。

次に、現行の農業委員会のほうなのですが、こちらも役割がございまして、農業委員の選考については評価委員会のほうで行い、町長が任命することになっておりますけれども、推進委員については、その選考は農業委員会で行い、任命は農業委員の会長が任命することとなっておりますので、そちらのほうをこの手順に、予定に応じて行うようになります。

選考については、現行の農業委員会の総会で選出して、現行の農業委員会の会長が任命するということで、来年の8月25日より新しい委員に引き継ぎというような形となっております。

最後に、お手元にあるパンフレットのほうを、カラー刷りのパンフレットをごらんください。

開いていただいて、今回の新しい農業委員と推進委員の概略説明が、こちらのパンフレットの中で書かれております。

まず、農業委員さんのほうなのですが、四角の1として、従来の業務と同じように、農地に関する許認可ですね。そちらのほうの意見、審議、審査を行うということのほか、今回、新しく追加されたのが、農地利用最適化推進指針等を作成するという役目が、今回加わっております。

次に、新しく新設された最適化推進委員のほうですが、こちらは、四角の1として、担当地区での農地利用の最適化のための実践活動ということで、現地確認をしたり、地図を作成したり、新しい計画を立てたりすることが主な役目となっております。

四角の2として、総会等に出席して、農地利用の最適化推進に関する意見を述べますということで、こちらの活動に基づいた推進委員等の意見を農業委員会に諮るというようなことがあります。

最後に、四角の3番目として、先ほどの農業委員と同じように、農地利用最適化推進指

針の作成に参画して、農業委員と協調しながら、そちらのほうの作成を推し進めていくというのが役目となってございます。

以上が、今回の要件に対する説明です。ありがとうございました。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 本議題は、12月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に確認のある方は、挙手を願います。

鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 特に確認ということで、3ページ目のスケジュール表を今、説明をいただいたんですが、かなり複雑になってきていると思います。

それで、いろいろ例えばこの農業委員候補者評価委員会というのは、町で設置して町長が任命するとか、こういうところが条例の下支えとして何か出されてくるものなのか、その全体がそういう流れに沿って、どういう関係を持っていくのかというところが条例に書かれるのかどうか、それだけちょっと伺っておきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

こちらは、条数の条例等には盛り込まれずに、設置要綱等を出しまして、その中で委員を決めまして、設置後も運用という形になりますけれども、一応この委員の中には、任命者である町長は含まれておりません。

どういう方を選ぶということについては、今、検討中ということであります。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 そういうこの評価委員会、候補者評価委員会の構成の人数とか、そこら辺は、もう条例を提案するときには、固めて出されるのか、そこを伺います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、担当課。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

一応今回は、並行して、今、案を作成中で、条例制定後に直ちに立ち上げできるように、設置要綱案というものを今、おつくりしているという途中です。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 最後に、このパンフレットの4ページ目の本

当に最後なんですけど、農地中間管理機構という、この農業委員とこの推進委員の連携として、こういうものをつくるということになってはいますが、そこら辺の見通しみたいなのは、この条例案と関係あるのかないのか、それだけちょっと。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、担当課。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会の久保田です。

農地中間管理機構については、もう2年前から立ち上がりまして、現在も農地の貸し借り、売買等に入っております、神奈川県でいうと、神奈川県農業公社というような法人がこれを担っております。

こちらについては、農地の最適化利用ということで、農地の集約化、または賃借にかかわって、中間管理がそれを行うということで、ここの図に示されているものでございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。はい。どなたか。

柴崎委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 本会議上でということなので。

(坂田よう子君「新条例なので委員会付託になる予定です」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 委員会付託になる予定。だからどちらにしても、本会議上での審議になるので、本会議上でもみにもめばいいだけの話だから。ただ一つ、この今、鈴木委員がその評価委員会ね、この評価委員会の例えば人数とか、事実上のこの決め方だね。これと新しい農業委員会との関係、そういうちょっと図が必要だね。

どういう基準で、だってこれじゃあ、町長が恣意的に評価委員を選ばさ、だって農業委員を誰に選考するかって、もう間接的だけど、決められるということだから、一体どういう形で評価委員を選ぶかどうかっていう基準だけが、少なくともこの条例の、もしこれが条例だとしたらよ、これはただの説明書きだと思うけど、この中に評価委員会なんていう言葉が、今、一つもないんだよね。この1、2、3、4の中にさ。

それは、法律で決まっているから、限りなくそういうことになるんだろうけど、2万300円とかってそういうことだけが書いてあるけどさ。その関係性のところだけはきちんとやっぱりやってもらわないと、これじゃあ、まるであれと一緒にだよ。何億も使うお金をプロポーザルだと言っているのと。

プロポーザルだったら何だって、だって入札しねえんだから、プロポーザルの言ってみれば基準となるのが、これは出してください、あれは出してくださいと言って、事前に

プロポーザルを受けるやつに言っときゃ、事実上あれだよ。入札逃れして業者を決めているのと一緒にんだから。それと同じことを農業委員会ではぜひやらないようにね。そのための説明を求めますので、資料だけはきちんとつくって出してくださいということです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、はい、答弁。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

一応こちらの評価委員会につきましては、先ほど言ったように、メンバーの中には町長を含めないで、町中、もしくは現行の農業委員の会長代理などを候補で今挙げていまして、公平な選考が行われるよう得点制のようなものを考えていましてですね。

(柴崎 茂君「だめだって言ってんじゃないかよ」と呼ぶ)

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 はい。

(柴崎 茂君「ちょっといい」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 いや、ちょっと。

(坂田よう子君「答弁を最後まで聞いてから」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ちょっと答弁を終わってからにしてください。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 はい。済みません。そちらの選考方法についても、公平を期すように、今、言ったように得点制で選考したり、国で定められた基準を満たしているかどうかということで、農業経験とか農業技術とかという項目に満たしているかどうかはかりながら選考していくつもりですので、よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 その得点制とかというやり方で、プロポーザルというやり方をやってきているんだよね。ところが、プロポーザルでやったやり方がうまくいっているかといったら、全部がそううまくいっているわけでもないし、うまくいっていないほうが多いよ。それはなぜかと言ったら、事実上、給食の会社だってプロポーザルで選んでいるのと一緒にだな、そんなの選び方。プロポーザルはだめだと言ったの。それでもって、結果がこの事態になっているのに責任を負わないというのは、許しがたいことだよ。

だから点数制をつけるっていうんだったら、しかるべく何かの条件がある点数制だよ。それは事業性だとか何とかそんなものじゃないって。それは人を選ぶんだから、中立性が

担保されているとか、この人の専門性があるとか、農業・農地を守っていくとかね。

まあ、いいや、これ以上を言うと、久保田君を律することになるから言わないけど、そんな簡単な点数制ということの中で入れるんだとしたら、少なくとも町長が恣意的に選ぶんじゃないくて、やっぱり今までの職業履歴から言っても、ああ、この人に専門性があるなみたいなことがわからなければ、ただでさえ、言い方は悪いけど、議会とか教育委員会とかというのは、多くの人たちが教育にもかかわるべきだと思うし、議会もそうだから、基本的にはレイマンコントロールよ。要するに素人が選ばれてきて、その人たちの目を通していいの。ところが、農業委員会だけはそうはいかないよ。やっぱり農業のこのことがよくわかっているという専門家。

けども、何で制度が変わるかといったら、恐らく農業者が自分たちの利益だけを守るために、じゃあ、あんたの不備も認めてやるかわりにこっちの不備も見逃してくれよなんていうことは、認められないよということのために今度の新しい制度になるはずだから、それぞれやっぱり中立性とか専門性とか第三者性とか、そういうものがなかったから、10センチでも土地を埋めたらすぐに告発するぞとか、そういうようなやり方がきちんとできるかどうか。もしそうじゃないと、このやり方でいきますと言って議会承認を求めるときに、その人物を名指しで、こてんこてんにもむことになるよ、だって。

だから、そういうことについて、よくよく制度の流れからいってそういうことにならないように、頭が、最初の入り口が違っているんだったら、当然この選び方はおかしいんじゃないのという話になるよ。どうしてこの人が選ばれたのって。そんなのさ、選ばれてきた人が自分の名前を出されて、いい年になって名前なんかを出されるのは嫌に決まっているよ。

だから、改めてこの評価委員会のそのもしあなたがポイント制というか、点数制だというんなら、それが指弾されないようなやり方で、きちんと関係性を図示できるようにしてきてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 答弁ありますか。はい、どうぞ。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

今、おっしゃったこと、わかりました。それで、国のほうのその選考基準につきまして示されておりまして、農業委員の過半数は、認定農業者とすること、青年の農業者を1人入れること、女性を1人入れること、利害関係を持たない者を1名入れることというような各要件がございますので、その要件を満たすような形の人を公募したいと思います。

また、国のほうのそちらの公募要件につきましても、公募された方については公表しなければいけないと。決まった後も、その方の農業としてのなりを公表しなきゃいけないということになっておりますので、そちらにつきましては、公募された方がどういう方が応募されたかというのは、ホームページもしくは広報等でお知らせすることになりますので、そちらのほうを逐次、お知らせしていくような形になりますので、よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ちょっといい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 今ね、農業者は過半数だと言ったけど、自分たちの農地だからと言っても、過半数のところを半分までにしときなさいよというのは、その半分のほうから委員長を選んだら、当然のごとくそうじゃない、農業者じゃない人たちが多くなるから、もうちょっと公平性が働くという話だよね。恐らく国はそれを意図しているんだよ。自分たちのさっき言った不備を、ここの不備を認めてやるかわりに、おれたちがやるときも認めてよねということはだめだと言っているの。それならもちろん議員が行く必要はねえよ。

だから、改めて言うておくけど、そういうことは、きちんと法の期待に応えられるような形にしてもらわないと困るんだ。とはいっても、あくまでも大磯町の農業委員会は、大磯町の農業委員会だから、よそさまと違うことがあっても、それは当たり前だと思うよ。

ただ、問題は、この人が何で農業委員になったのというときになったときに、本会議上でもまれたときに、今度は、評価委員会、評議委員会のほうの問題にもなるよと、どうしてこの人を選んだのさということになりますから、よく関係性を書いて全部の議員にわかるようにしてくださいと。本当はもっと言うておきたいことがあるけど、それ以上を言うと、本会議上でのネタが尽きちゃうといけないから、久保田君はどうしても、もみたいと思っているんだろうね。じゃあ、ちょっとやめておきますので。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。答弁はいいですね。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いいです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ほかに質疑のある方、どうぞ。

二宮委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 この最後のスケジュールのところになると

と思いますが、農業委員の候補者評価委員会というのは、先ほど説明があったと思いますが、この4人の体制でいくというふうに捉えていいのでしょうか。これは違うの。違う。これは違う。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 推進委員、わかりますか。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 違うんだよね、だからそれを確認して。

(坂田よう子君「確認だけ」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 確認だけですか。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 はい。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

こちらの評価委員会につきましては、今、言ったように、公募した方を農業者の農業委員会にふさわしい方かどうかを選定する委員会ですので、そちらは、条例が定数条例が定まった後、設置いたしまして、公募の前に一応立ち上げるという予定になっておりますけれども。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 何人か。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 ああ、何人。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 人数については、今、策定中で、大磯町としてふさわしい農業委員を選ぶために、農地行政にかかわっている行政部局の職員で、トップは一応副町長をトップとして、そういった部課の部長課長級を集めていくという考えであります。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 二宮委員。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 今の答弁でわかりました。大体。

あと、柴崎委員も聞かれたんですが、人数と決め方ということで、このチラシのほうの色刷りの2ページ、3ページの上段のほうに、④番、女性と青年を積極的に登用するというので、先ほども1名ないし若干名の人数を言われていましたが、農業委員の選考には、積極的に女性や青年を入れていただきたいと思いますけれども、その手応えというのか、そこら辺のところもちょっと教えていただけますか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

そちらにつきましては、一応現行の農業委員の中にも、青年の方もいらっしゃいますし、これからの農業を担っていくには、やはり若い方のお力が必要だと思いますので、団体等に働きかけをして、若い方を出していただくようお願いしていきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 二宮委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 農業のほうのアンケート等をとって計画も立てていくというふうにされていたので、両方でやっていかれると思うんですけども、特に農地を管理する意味で、やはり女性がやっていくことでかなり進んでいくということで、今回も年に三、四回、講習会とかかれて、女性でも本当にお困りの方、たくさんいらっしゃって、悩みというのは多いなというふうに私も感じ取るところなので、積極的に取り入れて、大磯にしっかりと農地管理できるように、また農業が進んでいくようにしていただきたいと望んでおります。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【二宮加寿子君】 はい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 私は1点だけです。現状の予算と今後の予算がどうなるのか、それだけをちょっと確認をしておきたいと。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 現状。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 予算。農業委員会の予算。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、担当課。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

予算につきましては、報酬等は、現行等は変わらないので、人数に応じた報酬等の予算組みはいたします。特に変更等はありません。

以上です。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 いいです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。はい。ほかに。

関委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 定数なんです、農業委員は上限が14名、そ

してこの農地利用最適化推進委員は、これは上限が4名。運用は上限の14、4で運用するのか、そこをお聞きします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○農業委員会事務局長【久保田徳人君】 農業委員会・久保田です。

先ほどこっちと説明しましたように、役割はそれぞれ違いますので、現行の農業委員会が行っている審議、許認可業務ですね。そちらは、現行の農業委員さんと新規の農業委員さんも同じですので、今まで15人でやっていたものについては、こちらの14人で行っていくということになります。

推進委員については、審議権がございませんので、こちらは、そちらの総会での発言だけで、審議決定事項はございません。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 関委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 農業の就労者数とか作付面積が減っているんだから、当然これを減らしてもいいんじゃないかなと私は思うんですが、その辺の考えはいかがですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

(柴崎 茂君「そこまで言えるんだったら、本会議上での状況」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 いやいや、ちょっと。

(坂田よう子君「どう考えておりますかということだから」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 そうそう。どう考えているかと聞いている。

(関 威國君「聞いとったほうがいいっていうことかな」と呼ぶ)

(坂田よう子君「じゃあ、そのぐらいで」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 以上、よろしいですか。

(関 威國君「いいです」と呼ぶ)

(坂田よう子君「次にいきましょう」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 では、質疑を終了します。

議題（2） 大磯港賑わい交流施設の設置、管理に関する条例の制定について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 続きまして、議題（2）の「大磯港賑わい

交流施設の設置、管理に関する条例の制定について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。おはようございます。

本日は、12月議会に提案を予定しております大磯港賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例の制定につきまして、御説明をさせていただきます。

それでは、お手元の資料、表紙をおめくりいただきまして、1ページをごらんください。

標題「大磯港賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例の制定について」、1、制定概要でございます。

大磯港は、その周辺の海浜地域とともに、釣り、海水浴、スポーツ、磯遊び、アオバトの観察などを通じ、町内外の多くの方が楽しみ、親しんでいる地域であり、本町の重要な地域資源となっております。

この大磯港周辺及びみなと下町一帯を国土交通省の「みなとオアシス」として登録し、その拠点として大磯港に賑わい交流施設を整備することで、来訪者の町内周遊、人や情報の交流、賑わいの創出、マチナカへの賑わいの拡大を目指します。

そのため、賑わい交流施設に地域交流、地域農水産物等販売、飲食などの機能を担う賑わい創出施設を設置し、この施設の設置や管理運営及び施設の整備に関する設計提案を行う指定管理者を募集するため、この条例の制定を行うものでございます。

次に、施設の概要について御説明いたします。

下の図にございますとおり、賑わい交流施設については、飲食、物販を含む賑わい創出施設と、水揚げ機能等を有する漁協施設の2つの施設を一体として整備し、運営することで地域の方や来訪者の交流を図るものとします。

このうち、賑わい創出施設には、地域交流機能、地域農水産物等物品販売機能、飲食機能、トイレ共用部等を整備し、大磯港みなとオアシスの中核施設として位置づけ、指定管理者による管理運営を行うことで、大磯港に来訪するさまざまな人々や情報の交流と賑わいの創出を図ってまいりたいと考えております。

次のページをお開きください。（1）賑わい創出施設の機能について、御説明いたします。

賑わい創出施設では、主にそちらの①から④の港湾利用者への休憩の場の提供。地域農水産物等の宣伝及び販売。飲食の提供。観光、地域情報、港湾情報等の提供を行ってまい

ります。

次に、（２）施設の構造及び規模について、御説明いたします。

賑わい創出施設の構造及び規模については、以下を基本とします。

こちらの内容につきましては、今後、指定管理者の募集における設計提案を踏まえて決定をしてみたいと考えております。

①構造につきましては、鉄骨造の２階建て、外観は木造風といたします。

②規模につきましては、地域交流施設面積を80平米とし、会議のスペース、分割可能な構造といたします。２番目の地域農水産物等物品販売施設、こちらにつきましては面積195平米、レジスペース、バックヤード、商品加工スペースを含め、この面積といたします。飲食提供施設、こちらにつきましては115平米とし、客席は50席程度、厨房設備を含むこの面積といたします。管理事務所については20平米、受付、案内業務、地域情報の提供等をこちらで行ってまいります。トイレにつきましては１階、２階にそれぞれ設置いたしまして、45平米を各フロアに設置、そのほか階段、昇降機、スロープ等をそれぞれ設けまして、合計700平米といたしたいと考えております。

次に、（３）施設の管理運営方法について御説明いたします。

施設は、指定管理者による管理運営といたします。なお、指定管理者には、施設の有効活用と地域振興や活性化のための自主事業の実施を求めてまいります。

自主事業の例といたしましては、そちらに記載いたしました地域の伝統行事との連携。地域で生産・収穫された農水産物の広報・活用。農水産業体験。地域資源の活用。町内の他の指定管理者・事業者との連携事業。これらの自主事業についての提案、実現を求めてまいります。

３ページをごらんください。（４）休館日・開館時間について御説明いたします。

休館日は無休、開館時間につきましては、午前９時から夜の９時、21時までを原則として設定いたします。なお、これらの日時につきましては、町長の承認を得て変更することが可能という規定といたします。

続きまして、（５）施設の利用料金について御説明いたします。

指定管理者が管理運営を行う場合の利用料金につきましては、こちらの表の金額を上限といたしまして、この範囲内において町長の承認を得て定めるものといたします。

地域交流施設については、町内外での料金の規定を設けまして、町内につきましては、全面の場合1,000円、片面の場合は600円、町外の場合につきましては、全面の場合が１時

間5,000円、町外につきましては3,000円、こちらの金額。なお、地域交流施設を営利目的で使用する場合には、記載金額の10倍、これを上限とする設定をいたします。

続きまして、3番目、条例の概要（骨子）について御説明いたします。

ただいま御説明いたしました賑わい創出施設を管理するために条例を制定するという内容といたしまして、そちらに記載の事項を条例内に設置していくというものでございます。

（1）が設置の趣旨、（2）が名称及び位置、（3）施設の内容について、（4）事業内容について、（5）休館日・開館時間についてを設定してまいります。

4ページをお開きください。（6）としまして、施設の利用の手続についての事項を決めてまいります。（7）番目といたしまして、指定管理者による管理を行うという事項を条例内に制定してまいります。（8）番目が利用料金の上限の設定、減免、還付等の規定を定めます。（9）その他といたしまして、損害賠償、町長による施設の管理運営、規則への委任事項等を定めてまいります。（10）条例の施行時期につきましては、平成32年度を予定しております。

なお、条例中、指定管理に関することについては、条例の施行前に行うことができるよう規定を設けてまいります。

続きまして、4番目、今後のスケジュール（予定）でございます。

今年度、平成29年度につきましては、12月議会に、ただいま御説明いたしました賑わい創出施設の設置、管理等に関する条例につきまして、議案を提案したいと考えております。こちらの条例案の議決を得まして、年明けの1月から3月にかけて指定管理者の募集を行ってまいりたいと考えております。この間に事業説明会、質問の受付・回答期間を設けまして、応募の書類の提出期間は、3月の26日から3月30日まで、3月下旬を予定しております。

翌年、平成30年度に入りまして、4月から5月にかけて、指定管理者の候補者の選定を行い、6月議会に指定管理者の指定についての議案を提案したいと考えております。指定管理者の指定の議案の議決を経まして、6月に指定管理者と基本協定を締結し、7月から1月にかけて施設の設計を行ってまいりたいというふうに考えております。

平成31年度に入りまして、施設の建設を行いまして、3月に指定管理者との年度協定を行いまして、東京オリンピックが開催される平成32年度に入りまして、4月から施設の管理運営を開始したいと考えております。指定管理の期間につきましては、平成32年4月から平成37年5月の5年間を予定しております。

以上で、資料の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありがとうございます。本議題も、12月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に確認のある方は、挙手をお願い、質疑をお願いいたします。

柴崎委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いつもしゃべらないでいて本会議場でやるとなると、時間も押すし、もう既に20分ですよとか、3問ですよと言われることが多いので、前提条件のことだけを一つ聞いておきます。

平成29年度税制改正において固定資産税については云々とあって、個別の地域によるその固定資産税の導入が認められるようになったと。これは、いつから施行になる、いつ国会を通して、いつ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ちょっとこれは、3じゃないですか。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 ごめん。おれが違う。こっちを見ちゃっていたから。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いや、こっち。これはごめん。これもいやいや、これはちょっとやめておく。

(坂田よう子君「だめ」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 本会議場にする。えっ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いやいや、付託。えっ、だって。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 総務建設。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 違うよ。だってこれは本会議場で付託されるんだろう。

(坂田よう子君「そうそう」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 そうです。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 だから、本会議場で付託されるんだろう。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 そのときに、いや、だから関係委員会の人は聞かないでくれとかと言うけど、本会議場でちょこっと聞いたって構わないだろう。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 うん、確認。

(鈴木京子君「普通は聞かないです」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いやいや、もちろんそうだけど、だって、全

部だって丸出しにしちゃったらさ、だってよくねえよ。だって緊張感が薄れちゃうよ。前もって質問の事項がわかっていたら。

(坂田よう子君「だからそれはそれでいいんじゃないの。だから今」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　じゃあ、こうしよう。今までもやり方として指定管理者をいろいろ選んできたんだけど、指定管理者を今、管理させている施設名って全部言ってくれる。とりあえず。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】　産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

私ども産業観光課のほうで、嶋立庵とポートハウスてるがさき、こちらが指定管理となっております。福祉課が所管する施設で、福祉センターのさざれ石、それと都市計画課の大磯運動公園、この4施設が現在、指定管理を行っているという状況でございます。

以上です。

(柴崎 茂君「4施設が」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　管理者名。はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　4施設だけ、今、指定管理の。だって違うでしょう。だって、社協だって指定管理になっているはずだし、横溝だって指定管理になっているはずだしね。

(発言する者あり)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　そこが違うか。

(坂田よう子君「社協は、さざれ石といった」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　社協は、さざれ石か。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　あと、ほかになかったっけ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　運動公園は言ったよな。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】　みんな、じゃあ、それぞれどういう形で選考されてそうだったの。要するにさっきの点数制だとかということだよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　担当課、どうぞ。

○産業環境部長【加藤 敦君】　産業環境部・加藤です。

指定管理者の選定につきましては、全ての指定管理施設について公募をして、その中で、

町で選定等委員会を設置しまして、それには民間の方とか県の方とかも入っていただいた中で、やはり点数制で順位を出しまして、その提案内容なんかについても評価しまして、選定をしたというような経過でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 じゃあ、常任委員会に付託される案件ですけど、改めてその本会議場でちょっと聞きたいこともあるかもしれないとは思っていますけど、附属の資料として、指定管理に現在している場所、それとその業者名、いつなったか。

でさ、建物ができてから選定したのか、建物の予算が計上される前に、できるかどうかわからない指定管理者を選ぼうとしたことがあるのかどうか、ちょっとその辺の種別について、ちょっと一覧で出してみてもよ。ね。すぐに説明をしてもらわないと困るから。施設はいつできました。だから指定管理業者をいつ決めました。または、できる前のもう建設途中のときに決めましたというのと、要するにそうじゃないのとの差、やっぱり変化を聞きたいよ。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、担当課。

(柴崎 茂君「それだけわかるようにしてくれる」と呼ぶ)

○産業環境部長【加藤 敦君】 今、ちょっと答えられる部分がございますので。産業環境部・加藤です。

施設については、全てできてから指定管理者を選定したものでございます。

それと、4施設につきましては、福祉センターは、御存じのとおり社会福祉協議会ですし、運動公園については、ランナーズ・ウェルネスというところが指定管理を行っております。

それとあと、ポートハウスてるがさきにつきましては、ピースフルという事業者でございまして、あと嶋立庵につきましては、日本環境コンサルティングというところが指定管理を行っておりますので。

答弁は、以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 だから、今、答えられると言われても困るの。何でかという、いや、委員会はこの委員会だけの話で、ここにこれがテレビ中継されて

いるわけじゃないじゃんか。真実の声は、それはここで細かいことを、それは一々もまなきやいけないことはあるけど、だけども、大卒のところを町民に何をこの人は言いたいのかなということがわかるようにするためには、何でもかんでも本会議場ではやめましようよという話は、僕はないと思っているのね。

だから、本会議場でこれとこれとこれはって、こちらが言えてもいいんだよ。その資料できちんと出してさえくれれば、それで読み上げてわかってもらうというのだって一つの方法だよ。とにかく町民にわかってもらうためには、本会議場で処理するしかほかはないから、それは最後に討論でやればいいじゃないかとかっていろんなことがあるけど、何が問題かっていうのを提起して、それで町民が、それじゃあ、委員会を見に行きましようかというふうな動機になるかもしれないし、11日の日に議会報告会をまた例によって開くことになっているけど、議会報告会では、議会が一丸となって決めた話をしましようという話で、要するに議員それぞれが違う考え方を、私はこうだったんですけど、こういうふうに決まりましたから仕方がないですねって、そういう話をする場じゃないってなっているんだよ。

そうすると、やっぱり全体で同じ歩調での話をしなきゃいけないその議会報告会なんていうのは、はっきり言って、お体裁で全然つまんないものだと私はちょっと感じているので、やっぱり本会議場でなるべくテレビに映るような形で処理されることが一番望ましい。だって、最終的には、町民に全て知らせるためにやっているような税金の使い方なんだから。

ちょっとその辺のところで、こちらが読み上げてでもいいよ。町民が、ああ、なるほどね、あそこも指定管理ね、ここも指定管理ねって納得いくような処理の仕方をすべきだと思うので、ちょっと一覧で悪いけどさ、改めて本会議に上程するので、それまでにちょっと出しておいてよ。いいですよ。それくらい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 うん、そうですね。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうですか、担当、資料請求、今の。はい。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 そうしなきゃ会議が延びるだけじゃんかよ。そうしてよ。それで短くできるんだから、それでいいじゃんかよ。

(坂田よう子君「問題ないでしょう」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 うん。

(高橋英俊君「問題ないと思いますよ」と呼ぶ)

(坂田よう子君「問題ないね」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 いやいや、違うよ。向こうの意思で、念のために参考資料として、今までの指定管理を出しますよって出してくりゃ、それでいいって言ってるじゃん。

(坂田よう子君「資料、いいね」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 うん。

(坂田よう子君「はい、オーケー」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。じゃあ。はい。

(坂田よう子君「はい、わかったって。はい、じゃあ、そのように」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 じゃあ、資料提供を事前にですね。はい。お願いいたします。どうですか、担当。

(柴崎 茂君「簡単な話だよ」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、どうぞ。

○産業環境部長【加藤 敦君】 産業環境部・加藤でございます。

資料については、委員会からの要求ということでよろしいんですよね。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。

○産業環境部長【加藤 敦君】 そういった形で準備をさせていただきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 お願いします。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 何で出してこなかった。もまれるに決まっているじゃん。本当。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 じゃあ、いいですね。柴崎委員ね。

鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 確認ですね。今まで相当膨大な資料を、いろいろ常任委員会、協議会でいただいているわけなんですけど、そこで特に変わったものはありませんか。

この実際の質疑になって、ここでこういうふうに言ったんだけど、どうして変わったのかとか、そういう説明を求めることが多々あると思うんですが、何かこう変わったような点は、特にありますか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

これまで資料等を提供させていただいた中で、例えば直近ですと、前回の常任委員会の中で、募集要項の案というところでお示しをしております。

こちらについては、せんだっての御意見をいただいた中で、内容をまた少し精査して、今、検討を詰めておりますので、若干内容については、動いてくるという部分は出てくるのかなと思っております。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうぞ、鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 なぜ気になったかという、きょうの1ページのこの賑わい交流施設のこの表みたいなもので、賑わい創出施設を条例で制定をしても、くつついて建つのが漁協の施設のはずなわけですよ。そういうふうにならずに説明を受けてきました。

そうすると、一つの建物のところで、その所有区分をしてやるのか、そこら辺の問題というのが絶対に出てくると思うんですよ。一つの建物、だから二つの建物じゃないってずっと言っているから、そこら辺どうなるのかというのが、私の非常に関心事です。それだけを言うておきます。

それと、もう一つ確認したいことは、そもそもこの設計提案付きの指定管理者でなければ、このまだ建物の設計図面もできていないうちの条例提案が必要なのか否かという、そこだけは確認しておきたいと思います。

要するに、さっき部長が言われたように今ある施設を、指定管理者というのは地方自治法で、行政にとって維持管理費の経費の削減と、それから住民サービスの向上というのがセットでそれが成り立つものなわけですよ。だけれど、今度は、その設計図面さえわからない。要するにわかっているのは、ここの2ページの施設の構造及び規模、ここら辺しかわかっていないわけですよ。

そういうものを、今までよりも維持管理費が安くなるということもないわけでしょう、そもそもが。だってないんですもん、施設は。だから町でやったらこのぐらいでというそういう説明も必要だろうし、そういうものを要するに、まだ設計図面もない、それから、ましてや建築確認もとれていないそういうものについて、先に条例をつくるということは普通は考えられないわけです。でも、これを指定管理者でやるというから、先に条例をつくらなきゃいけなくなったという説明ですよ。それそういうことで理解していいんですかということです。それをもう一度確認しておきたいと思います。

これは、設計提案付きというのは、その設計図面を引く、その指定管理者は設計図面を

引くということになるわけですよ。そういう指定管理者をその募集するのに先に条例がつくってなくちゃいけない。だから先に条例をつくらなくちゃいけないということですねという確認をしたいんです。普通であれば、もっと後になってこの条例はできてくるはずなんですよ。その何というか、どっちが先かみたいな話、これは議会にとっても初めてのことなんです。なので、ちゃんと確認をしておきたいと思います。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、わかりました。

担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

今回の賑わい創出施設の設置につきましては、当初から港の施設の中に、商業的な機能を持つ施設、飲食・物販も含めた賑わいの創出を担う機能、それと、町民の方や町外の方も含めた交流スペースというものを設ける施設という形の整備を考えております。

ランニングコスト、維持管理費ですね。維持管理費につきましては、基本的には、施設の管理運営を行う事業者が、その負担をしていただきたいという設計の中でこの計画を動かしております。そのためには、事業者が自分で比較的その利活用をしやすい施設を建てていった、例えば私がこの施設を建ててこういう管理運営を行っていききたいという形で提案をいただくのが、後々のランニングコストを自分たちで工面していくことになりますから、整備、それと維持管理がしやすい施設を提案してもらい、それを建てていくという形が、維持管理のコストの縮減にもつながっていくだろうというところをベースに置いて考えております。

そのためには、この段階で、まずは条例が必要になってくる。施設については、指定管理による管理運営を行っていくということになれば、自治法上の条例の制定が必要というところが出てまいりますから、後々の管理運営を行うに当たって、管理運営を見越した中で、こういう施設の整備の提案をいただくというような形をここで行っていききたいというふうに考えております。そのためには、ここでまずは条例を制定させていただいて、指定管理者の設計の段階から、ある程度、提案をいただくという形での募集を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 これで最後にします。

きちんときょうは協議会だから全部残らないし、その整備と維持管理を任せるというこ

とは、維持管理は、それはテナント料として払うみたいな形になるのかもしれないけれども、その建物は町でつくるわけですよ。ね。そうおっしゃっていたじゃないですか。町でつくったのは回収する予定はないって、それはもう町は答弁していますよ。

ということは、普通で考えれば、民間のどこかを呼んでくるのに、箱はちゃんと建てますね。普通は、民間はそういうことじゃないですよ。箱を建てるんだったら、箱のものをどうやって回収するか、どうやってビジネスを組み立てるかというのを考えるわけですよ。ところが、箱のほうが全然カウントしなくてもいいですよというのが、今回のこういう提案だと、条例の設置だと私は思いました。そこら辺も答えられるようにしておいてください。答弁は要りません。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。はい、わかりました。

ほかに委員さんの方、何か質問はありますか。

関委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 私、指定管理のところが今までと違うんで、そこがよくわからないんですが、今回の施設、要するに指定管理というのは、公の施設を管理するってことですよね。

今度、この賑わい施設には、公の施設の交流施設とかトイレとかそういうのがあるけど、そのほかに営利目的の施設がある、レストランとか、あと何だか物を売るところね。そこは、何か指定管理でなくて、今までのいろいろやりとりをした私の記憶にあると、そこは指定管理でなくて、場所を貸して賃料を取ることなんですけど、その販売とかレストランの運営はどこが指定管理がやるんですか。できるんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

指定管理者に管理運営というところで、施設については、公の施設の位置づけがありますので、条例を制定して指定管理者に管理をさせるというところで考えております。

商業施設の部分については、指定管理者自身が管理、レストランや物販施設を、直接自分がこうやるということもできますし、例えばテナントという形で事業者を入れるというような形も可能になってくるのかなというふうに考えております。

その場合の料金設定というところで、テナントで入ってきた場合については、先ほどの資料のところにございます3ページの利用料金のところで、農水産物等物品販売施設と飲

食提供施設の売上金額の30%を上限とするという部分については、こちらは、テナントで入ってきた店舗がおさめる金額の上限額というところを、この中で設定をしていくという形で管理運営を行っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 いいです。はい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 はい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ほかの委員の方はいらっしゃいますか。

高橋委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 ちょっと一つだけ、確認させてください。

例えば、鉄骨づくり、これで言うと、鉄筋で打ち込みでつくるんでしょうね。コンクリートを流し込んでね。そうなりますと、民間的に考えますと、やっぱり償却期間は50年から60年かなと思うんですね。それを民間の設計を取り入れて、鉄骨づくりを鉄筋づくりをするということですから、最後にはやっぱり建てかえということになってくると思うんですね。撤去して建てかえ、やっぱり朽ち果ててくれば何か考えなくてはいけない。そのときも当然やはり官がもう一回建てかえるというそういうことでよろしいんですか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、お願いします。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えします。

ここで、今、老朽化した漁協施設の建てかえに伴って、今回の賑わい交流施設と漁協施設の一体的な整備、管理運営というところを考えているというところがございます。

建てた施設については、基本的には、漁協の部分は、例えば水揚げ施設等は漁協の管理物件という形になってきます。賑わい交流施設については、町が基本的には管理運営していく、一部漁協の施設が入る場所を区分しているという形になってくるというふうに考えております。

町があくまでも建てる施設ということになってまいりますので、例えば賑わい交流施設を建てかえるというふうな事態が生じてくれば、基本的には、町がそこは建てかえていくというところになるのが、通常の流れになってくるのかなというふうには思いますが、今の時点では、まずここで建てたものをフル活用して、多くの町内外の方に楽しんでいただくというところが、主眼になってくるのかなというふうには考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 高橋委員。

○総務建設常任委員会委員【高橋英俊君】 先ほども鈴木委員がおっしゃっていましたが、建物がその中に漁協施設が入るわけですね。そうすると、漁協の当然お金も入ってきます。建てるときにね。だから、そのときにもやはり漁協からお金をいただいて、建てかえもやっぱり漁協も出さなければ、そういう判断でよろしいでしょうか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

賑わい創出に関する施設と漁協に関する施設が、大きく性格としては二つございます。漁協に関する施設については、漁協の費用負担で建てていくという形。実際の発注、技術的なところについては、今、町内部でも検討を進めていて、なるべく効率的な発注というところで、工事は、1本で出していくというようなところも検討しておりますが、費用については、例えば町が発注するのであれば、町側に負担金としておさめていただくとかいう形で、その部分は、かかった費用は漁協に御負担をいただくというところで、整理していきたいというふうに考えています。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。はい。ほかは。

（関 威國君「いいですか。あと一点聞きたいの」と呼ぶ）

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 済みません。私も委員となっていますので、議長ですが。

（坂田よう子君「いいです。どうぞ」と呼ぶ）

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 茅ヶ崎の柳島に道の駅をつくっていますね。大磯の規模の4倍ぐらいですね。ここから距離にしたって3キロかそこらで、その影響力というのはどのように考えているのか。大磯は大磯の新しい方法でやるから問題ないよとかあるのか、ちょっとその辺のね。もう着々ともう建物だけが進んでいますわね。その辺はどのようにお考えなのか、大磯としてはどのような対応をとっていくか、そこをちょっとお聞きしたい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

道の駅の整備、茅ヶ崎等でも行われてきているところがございますけれども、大磯につ

きましては、あくまでも大磯港という港の地域資源の有効活用という観点から、今回の整備を行っていくというところをずっと主眼に置いております。

道の駅という形、通過交通の方の要衝というところの目的、性格も強いのかなというふうに思っております。大磯については、お越しいただいた方に町内の主要の拠点としても使っていただくという部分、港、海浜エリアを楽しんでいただく際に立ち寄るスポットとして、こちらの活用を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【関 威國君】 はい、いいです。

(鈴木京子君「ちょっと一つだけ」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 今のその漁協と町の施設の建築の発注方法は、町内部で検討中ということでしたけれど、そもそもこういうことをコンサルに頼んでいるはずじゃないですか。1,000万近くのコンサルをあれしているんですよ。頼んでいるんですよ。こういうことがコンサルにやってもらえない、そんなのは本当に私は無駄遣いだと思いますよ。

この条例制定が先にならなきゃいけないなんていうのも、本当はコンサルのほうから見つけてくるべきですよ。そこら辺はどうなんですか。今、コンサルのその成果品、いつ出してもらって、年度末とかいう話でしたけれど、今はコンサルとの関係ってどんな感じなんですか。コンサルに委託している案件があるでしょう。それがどのぐらいまで完成、100%のうちの何割ぐらいまできている状況なのか、それだけちょっと聞かせてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○産業観光課長【宮崎祐輔君】 産業観光課・宮崎です。お答えいたします。

今年度の発注の内容につきましては、業務の発注というところになっております。指定管理者の募集を行い、選定業務を行っていくという一連の業務が主要となってございます。その中で与条件の整理をする、事業者へのアンケート、ヒアリング等を行っていくと。今後、募集を行っていく中で出てきた資料に基づいて、選定に当たっての資料の作成、協定の締結に向けての技術的なサポート等を受けるとというのが業務内容となっておりますので、そちらについては、事業者と定期的に打ち合わせをしながら、整理を行いながら業務を進めております。

以上です。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 わかりました。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 はい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ほかはないですね。では、質疑を終了します。

次に移る前に担当課の入れかえをいたしますので、10時15分まで暫時休憩といたします。

(午前 10時01分) 休憩

(午前 10時15分) 再開

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 休憩を閉じて再開いたします。

議題（３） 大磯町町税条例の一部改正について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 次に、議題の（３）「大磯町町税条例の一部改正について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○税務課長【吉川淳一君】 税務課・吉川、説明させていただきます。

大磯町町税条例の一部改正の概要は、平成29年度税制改正において、固定資産税においては、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）の対象となる固定資産の導入及び廃止等、軽自動車については税率を軽減する特例措置（グリーン化特例（課税の軽減））の見直しが行われ、地方税法の改正に伴い、町税条例の一部を改正するものです。

次に、改正内容としましては、１、固定資産税関係、（１）保育事業の用に供する固定資産税の軽減措置について、地域型保育事業、いずれも少人数の保育事業で、３事業となります。１つ目が家庭的保育事業、２つ目が居宅訪問型保育事業、３つ目が事業所内保育事業となります。その３事業とは別に、企業主導型保育事業の用に供する固定資産、合計４つの保育事業について、地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）が導入となります。

地域決定型地方税制特例措置とは、地方税の特例措置について、国が一律に定めていた内容を市町村が判断し、条例で決定できる仕組みとなっております。

条例で定める割合の表をごらんください。

初めにそれぞれの事業内容ですが、①家庭的保育事業、これは、利用定員が5人以下で自宅の居室などで行うものです。6人以上19人以下の事業は、また別の事業で、小規模保育事業となります。②居宅訪問型保育事業、これは、障害や病気で集団保育が難しい場合に子供の居宅で行うものです。基本的に1対1となります。③事業所内保育事業、今回のわがまち特例の対象は、利用定員5人以下の保育事業となります。以上、①から③までは、町の認可保育事業となっております。

④企業主導型保育事業は、認可外の保育事業となっております。内容は、企業が自社の従業員の子供の保育を行う目的で、政府の補助金を受けて実施する保育事業、補助金の交付要件が利用定員6人以上となっております。

次に、現行では、地方税法で定める割合として、①家庭的保育事業から③事業所内保育事業までは2分の1、これは税額が2分に1に軽減となる割合です。④企業主導型は、現行軽減措置はありませんでした。

次に、改正後ですが、地方税法で定める割合は、2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において、市町村の条例で定める割合となりましたので、町税条例で定める割合案といたしまして、3分の1といたしております。これは、税額が3分の1に軽減となる割合となります。

(1) 番、税額が軽減される割合を選んだ理由といたしましては、子育ては、町の重点項目であり、保育施設に係る税負担を軽減し、より積極的に誘致ができるようにするためです。

次に、(2) わがまち特例廃止に伴う町税条例の規定の削除。適用実績が少ないため、地方税法においてノンフロン製品に係るわがまち特例廃止により、町税条例の規定の廃止を行います。削除を行います。

(3) 被災住宅用地に係る特例措置の拡充。地方税法改正に伴い、被災市街地復興振興地域に定められた土地について、被災住宅用地に係る特例措置の適用を2年度分から4年度分に拡充となります。

(4) 地方税法の一部改正により項ずれの整備を行います。

(5) 施行日は公布の日となります。

2、軽自動車税関係、グリーン化特例（課税の軽減）の適用期限を2年延長。

(1) グリーン化特例（課税の軽減）の見直し。平成29年度まで適用されているグリー

ン化特例について、排出ガス性能及び燃費性能の重点化を行い、適用期間を２年間（平成31年度）まで延長します。内容は、排出ガス性能、燃費性能の重点化を図り、課税の軽減を行います。課税額の区分は、平成28年度12月議会定例会、議案第49号と同様となります。

（２）施行日は、公布の日となります。

以上が説明となります。よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 どうもありがとうございます。

この本議題も、12月議会定例会へ提出が予定されておりますが、特に確認のある方は、挙手をお願いいたします。質疑のある方は、どうぞ。

柴崎委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 これは、29年度の税制改正というけど、手続としては、いつ国会を可決して、施行日はいつになっているかな。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○税務課副課長兼町民税係長【熊澤 晃君】 税務課・熊澤、お答えします。

今回、こちらの法律案につきましては、平成29年の２月の７日に法律案を閣議決定し、国会に提出をされております。また、同年の２月の27日、衆議院本会議で可決がされております。また、３月の27日には、参議院本会議において可決、そして成立という流れになりまして、３月31日に公布され、４月１日からの施行という形になります。

以上でございます。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 柴崎委員。

○総務建設常任委員会委員【柴崎 茂君】 まあ、いいや。そこから先は本会議でしょう。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい、わかりました。次に、ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ありませんか。では、質疑を終了いたします。

議題（４） 東海大学医学部附属大磯病院整備計画について

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 次に、議題の（４）「東海大学医学部附属大磯病院整備計画について」を議題といたします。

それでは、送付されております資料に基づき、担当課から説明をお願いいたします。

担当課、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】 政策課・藤本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、東海大学医学部附属大磯病院整備計画について、御報告をさせていただきます。

本件につきましては、8月の18日の全協で、これまでの経過などについて、御報告をさせていただいたところでございます。本日は、これまでの経過についての説明は省略をさせていただきますして、8月18日の全協以降の経過と、今後の町の対応について御報告をさせていただきます。

資料は、恐れ入りますが、2ページをごらんいただきたいと思います。

表の中段になりますが、平成29年1月26日に、東海大学学長から違約金を支払い、町が土地を買い戻すことを選択したと口頭で伝えられて以来、口頭で伝えられた内容に関して、正式文書で回答を求め、それ以降、契約を履行できない理由ですとか、二つの契約の取り扱いなどについて、東海大学と文書でのやりとりを行ってまいりました。

恐れ入ります。資料3ページをごらんいただきたいと思います。

表の中段になります。平成29年8月17日以降が、8月の全協の報告以降の経過となります。8月17日付で、6月28日の東海大学の回答に対しまして、その内容の確認を求める形で、東海大学の最終的な意思決定の回答を求める文書を依頼いたしました。

そして、表は、その下になりますが、9月22日にその回答がなされまして、内容につきましては、資料に記載のとおりでございまして、1つ目、病院部門の全体計画が完成していない。2つ目、契約書第10条「用途指定」の実現は当面困難である。3つ目、契約書第11条「指定用途に供すべき時期」までに、指定用途に供することができない。4つ目、違約金については、町が両契約書第16条各号に該当すると判断された場合には善処するが、各号に該当する理由を求める。5つ目、違約金を支払い、町が土地を買い戻すことを求める。6つ目、2つの契約は同じ状況に置かれていると理解している。7つ目、町が当該土地を買い戻さない場合には、土地を保有し続けるか、また、それ以外の用途に供するかは定まっていない。というような内容でございました。

この東海大学からの回答を受けまして、今後の町の対応を資料のとおり決定いたしまして、11月の2日付で東海大学に提示をしたところでございます。

資料は、3ページの下段になります。今後の町の対応のところになりますが、9月の22日付の東海大学からの回答で、二つの契約に定める指定用途に供すべき時期までに、指定用途に供することができないことを確認できました。

違約金に関しましては、東海大学は、違約金の支払いに応じるとのことであり、違約金を支払い、町が土地を買い戻すことを求めています。また、2つの契約、平成20年と22年に結んだ契約でございますが、この2つの契約については、同じ状況に置かれていると東海大学は理解をしています。

これらを踏まえまして、町の最終的な考え方でございますが、資料は、1枚おめくりいただきまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

上から順に申し上げますと、まず1つ目、土地の買い戻しについてでございます。

両契約書の第14条第1項においては、東海大学が契約書第10条から第12条までに定める義務に違反したとき又は前条第1項に定める義務を違反したときは、町は、東海大学が支払った売買代金を返却して売買土地を買い戻すことができると規定されておりますが、資料に記載のとおり、買い戻した後の当該土地の計画上、位置づけた利用目的がないこと。また土地を買い戻すための財源を確保することが困難であること。これらの理由から、土地については買い戻しをいたしません。

2つ目は、違約金についてでございます。

違約金につきましては、両契約書第16条に規定しており、指定用途に供することができない場合は、売買代金の100分の20、指定時期までに指定用途に供することができない場合は、売買代金の100分の10を違約金として東海大学が町に支払わなければならないとされておりますので、合わせた100分の30を違約金として東海大学へ請求をいたします。

3つ目の両契約書の取り扱いについてでございます。

現時点で期限が迫っているのは、平成20年に締結をいたしました契約で、平成22年に締結した契約につきましては、約2年5カ月の期間を残しております。しかし、指定用途に供するためには、両契約書に基づき、町が東海大学へ売却した土地を一体的に捉えるべきであり、東海大学においても、二つの契約書は同じ状況に置かれているものと理解すると回答文書の中で示していることから、二つの契約書をここで合わせて整理をしたいと考えております。

最後に、4つ目の合意書等の締結についてでございます。

ただいま説明をさせていただきました土地の買い戻し、違約金、両契約書の取り扱いに関しまして、今後は、東海大学と協議、調整を行いまして、合意事項や事務手続などについて定めた合意書等を締結いたしまして、事務を進めていきたいというふうに考えております。

現在までの東海大学医学部附属大磯病院整備計画に関する経過報告につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。どうもありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 まずこの、私は本当にこれショックな出来事だと思うんです。というのは、まず東海大学の大磯病院は、中核病院としてやはり町民の方が必要とされている病院なわけです。そこで整備計画というのが出されました。それが、今の中崎町長がつくった計画なわけですよ。

それで、この計画を見ますと、もうなぜこんな短兵急にということで、これがそうですね、この平成16年の9月以前に私たち議員は説明を受けたもので、それによりますと、もうSPCを立ち上げて、それで1年ぐらいで計画を全部つくるといことなわけですね。

それで、こういうことで、私もその売却については問題なしという判断をしてきたわけです。ところが、今になってこういうことを言われて、それで町は、違約金を受け取って、それで買い戻さないというのは最低ラインで、それがクリアできたかと、それはわかりませんが、いや、東海大のこの使わないと言っているこの9月22日の内容のところ、病院部門の全体計画が完成していないというそれをね、今になってなぜ言ってくるのかなというのは、すごくわからないんです。

それで伺うんですが、まず1ページ目のずっと1のところから、中崎大磯病院長から出されたその要望書だとか何とかというのが、こうどこまで、中崎、当時の病院長がかかわっていたのか、まず説明してください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】 政策課・藤本でございます。

まず1ページに、土地売買契約に至るまでの経緯ということを書かせていただいておりますが、平成16年、一番上にありますが、16年の9月17日の要望が、町に東海大学医学部附属病院から要望が提出された。この時点で中崎町長が病院長であった。

その次の18年の6月19日につきましては、もう既にこの時点では、要望書のほうが提出されておりますが、この場合、このときには、もう既に要望書については、東海大学の理事長から町長宛てにいただいているということでございますので、この16年から18年の間ということになると思います。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それで、いろいろなこの要望書があったりとか、それから1ページの最後のところから、いろいろな文書のやりとりがあったわけですね。いろいろな依頼という、お願いというのと、それから回答というのがありますけれど、このやっぱり文面を、私、委員長、この議会としてやっぱりもらう必要があると思うんですよ。ここに何も添付されていないんですけれども、どういう依頼で、どういう回答だったかというお互いのやりとりというのは、ちょっとはつきりさせておかないといけないと思います。それをちょっと諮っていただけますでしょうか。最初に。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 資料提供ということですか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 情報提供。

(坂田よう子君「前に1回出たよね」と呼ぶ)

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 出ました。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 それも含めて、もう渡しているというんだったら探せばいい。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 はい。その平成16年に交わされたその要望書ですね。その資料提供。はい。18年とか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 ここで改めていただいたのが、土地売買契約書というのは添付をされていますから、あるわけなんですけれど、当時いらっしゃらなかった議員なんかもいられるんでね、この際ちょっとここに関係するその文書というのを、一まとめにして置くのはどうかということで、これは、こっちの議会のほうが要求するかという話です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 では、よろしいですかね。はい。今、言った資料の提供ということは、担当課としてはいかがでしょう。お願いしたいんですけど。

はい、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】 政策課・藤本でございます。

議会のほうからのお申し出ということであれば、こちらで用意はさせていただきます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 わかりました。よろしいですか、それで。
鈴木委員。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】　じゃあ、そのようにお願いいたします。

それで、２ページ目の、前回もう全協でやったわけなんですけれども、あのときにも、何か非常に時間がいろいろかかって、これ最後で伺いたかったけれども、かなり時間が押していたので、伺えなかった点もあわせて伺います。

ここの２ページ目の28年の11月24日と29年の１月26日に、大磯町長と東海大学学長との協議というのがありますけれど、こちらは、職員が随行をされたのか、各日付において答えてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　担当課、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】　政策課・藤本でございます。お答えします。

平成28年11月24日、また、その下の平成29年１月26日、いずれも職員のほうは、立ち会っております。

以上です。

（鈴木京子君「いる」と呼ぶ）

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　いる。

鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】　それで、もうこの契約に対しての町の立場と
いうか、は、この４ページに書いてありますが、ちょっとこの違約金、４ページの（２）
の違約金について、幾らと計算をしているのか。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　どうぞ、担当課。

○政策課長【藤本道成君】　政策課・藤本でございます。

４ページの（２）のところに、違約金についてということで、先ほど説明をさせていただきましたが、用途指定に供することができないということで、売買代金の100分の20、
また指定時期までに用途指定に供することができないということで、売買代金の100分の
10を請求するというので、説明をさせていただきました。

具体的な金額につきましては、申し上げますと、１億3,394万7,705円でございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　鈴木委員、どうぞ。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】　ここら辺のほうは、一番最後の合意書等の締結についてというのを見守ることになるのかなと思うんですけれど、この要するに、
３ページのこの表の一番最後に、町が当該土地を買い戻さない場合には、土地を保有し続

けるか、また、それ以外の用途に供するかも定まっていない。ということは、あそこが東海大が売却をするかもしれないということも含まれると思うんですよ。よくわからないんです。ここが。

それで、すごく私は、もう後悔するのは、この病院部門の全体計画が完成していないというのは、最初からちゃんとわかっていれば、月京幼稚園の移転もなかったわけだし、それからもう本当に大問題になった国府小学校のグラウンドにつくったプール、あれもゲートボール場で何とかできたかもしれないわけですよ。

それで、でもやっぱり町民の人は、東海大の大磯病院は必要だというふうに考えられると思うんです。そこら辺の話というのは、今、町と大学側と、何かこう聞いたりしていることはあるんですか。なければ、これはもう12月の一般質問にしますけれど。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】 政策課・藤本でございます。

まず、この今、我々が進めていることについては、この契約書、20年と22年に結んだ土地の売買契約に対する今後の考え方、今後の措置について、今、東海大学で詰めている段階でございますので、いろいろとそういった経緯があると思いますけれども、そういう話はなく、まずこの契約書を純粹に捉えまして、この契約書でどういった手続をとっていくことが、両者にとっていいのかということ考えた中で議論しておりますので、そういった内容については、話し合ってはおりません。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会委員【鈴木京子君】 とりあえず、ごめんなさい。いいです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 坂田副委員長。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 済みません。ちょっと一つだけ聞かせていただきたいんですけれども、私もこのときに、やっぱり東海大学が大磯町の医療を支える中核病院で、本当に期待というか、国府の方だけではなく大磯の人たちも、町立病院なんか建てられない大磯町にとって、東海大学が中核病院でさらに計画を広げていただいて、もっともっと大磯町の医療の展開というかな、高齢化時代にも対応できるようなことも、また子供たちや産婦人科等の精密なことなんかの期待もあってなったということをごく覚えているんですけれども、今、藤本さんの回答によると、この書類ベースのことを今話しているので、今後、その売却であるとか、どうなのかという問題は、この書類ベー

スのことを信じて、行政としては事務的に手続を進めているというお話だったんですけれども、一般論として私たち町民から見れば、やっぱりその東海大学がちょっとこういったことになりましたよということになると、売却までは発展しないかもしれないけれども、さらに今、小児科もほぼほぼやっていないというか、難しいところはできない状態、産婦人科の再開もちょっと希望がないという状態の中で、そのような状況が続くというか、どちらかという、そっちの要望のほうがもっともっと進んでいくのかなとも期待をしていたんですけれども、それもあわせて現時点においては、もうこの書類ベースのことということで、そういった話し合いをするような余地もないというような状況なのかということについて、教えてください。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 担当課、どうぞ。

○政策課長【藤本道成君】 政策課・藤本でございます。

ただいま副委員長からお話がありました件については、これからそういった要望ですとか、そういったものは、話し合っていかなければならなくなるかもしれませんが、まずは、この件については、先ほどから申し上げましているとおりの、契約書、これをどう処理していくのかということに絞って、我々は考えているところでございます。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 よろしいですか。

○総務建設常任委員会副委員長【坂田よう子君】 はい。いいです。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 ほかの委員の方、いらっしゃいませんか。なければ、質疑を終了します。

議題（５） その他

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】 （５）「その他」なんですが、その他は、何か皆様からありますでしょうか。

担当課、はい、どうぞ。

○総務課長【齋藤永悟君】 総務課の齋藤です。

済みません。その他という形で、ちょっと御報告を１件させていただきたいと思います。

ただいま資料のほうを事務局のほうから配付させていただいておりますけれども、12月議会の定例会に提案を予定しております条例改正、１件あります。こちらが大磯町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を予定しております、こちらが上位法である地方

公務員の育児休業等に関する法律が一部改正されておりますので、それを受けまして、本条例を改正することを12月議会で提案を予定しております。

改正内容については、資料に記載のとおりになりますので、詳細な説明は、本日は省略させていただきますけれども、12月議会にこの条例の改正も予定しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○総務建設常任委員会委員長【清田文雄君】　ということです。特に特にないですね。はい。なければ、それでは、その他は委員から特に御意見がなければ、これをもちまして総務建設常任委員会協議会を閉会いたします。本日は御苦労さまでした。

(午前　10時43分)　　　閉会
